

平成20年度予算（案）の概要 （厚生労働省医政局）

平成20年度予算案	1,967億6千7百万円
平成19年度予算額	1,985億5千3百万円
差引増△減額	△17億8千6百万円
対前年度伸率	99.1%

（注）上記計数には、「★厚生労働科学研究費補助金144億3千9百万円（平成19年度138億3千7百万円）」は含まない。

主要施策

1. 医師確保対策の推進
2. 安全・安心で質の高い医療の基盤整備
3. 革新的医薬品・医療機器創出の推進
4. 医療分野における情報化の推進
5. その他

医師確保対策の推進

一定の地域や診療科において、医師不足が深刻になっている状況から、国民が安心して地域において必要な医療が受けられるよう、「緊急医師確保対策」に基づき、医師派遣システムの構築、病院勤務医の過重労働を解消するための勤務環境の整備、医療リスクに対する支援体制の整備等、実効性のある医師確保対策の更なる推進を図る。

平成19年度
予算額約9.2億円



平成20年度
予算案約16.1億円

1. 医師派遣システムの構築 2.1億円

- 医師派遣体制の構築・推進 6.6億円
 - ・ 都道府県が医療対策協議会における検討に基づき実施する医師派遣に対する支援
 - ・ 国レベルで緊急臨時的な医師派遣を行う体制の整備
- 医師派遣に協力する病院の診療体制の強化 1.5億円
 - ・ 国や都道府県の決定した医師派遣に協力する病院の診療体制の強化等を図るために必要な経費を補助する事業の創設

2. 小児科・産科をはじめとする病院勤務医の勤務環境の整備等 5.3億円

- 医師交代勤務導入等による勤務環境の整備 4.8億円
 - ・ 交代制勤務、変則勤務制等を導入する病院への補助事業の創設
 - ・ 病院勤務医の事務を補助する医療補助者の配置を推進
- 産科医療機関への支援 1.2億円
 - ・ 産科医療機関が減少している現状にかんがみ、産科医療機関への財政的支援を実施する補助事業の創設
- 助産師の活用 1.6億円
 - ・ 産科を有する病院・診療所における「院内助産所」等の設置を支援する事業の創設
- 小児救急病院における診療体制の確保等 3.0億円
 - ・ 小児の二次救急医療を担う病院の休日夜間における診療体制や小児救急電話相談事業（#8000）の確保等

3. 女性医師等の働きやすい職場環境の整備 2.1億円

- 医師再就業支援事業（女性医師バンク） 1.6億円
 - ・女性医師バンクの体制の充実を図り、女性のライフステージに応じた就労の支援等の実施
- 女性医師の復職研修支援の推進 3.9億円
 - ・女性医師の復職に向けて病院等で行われる研修等を支援する事業の創設
- 病院内保育所運営事業 1.5億円
 - ・女性医師等が子育てと診療等の両立のための支援が推進されるよう事業の拡充等

4. 医師不足地域における研修の支援等 6.1億円

- ・都市部の臨床研修病院の研修医が一定期間医師不足地域等で研修を行うことへの支援や、医師不足地域等における研修医の確保が容易となる事業の創設及び医師不足地域等における指導医に係る経費について重点的な支援を行うことによる地域医療体制の確保等

5. 医療リスクに対する支援体制の整備 2億円

- ・産科医療補償制度創設後における一定の支援、診療行為に係る死因究明制度の構築に向けたモデル事業の拡充等

※ 診療報酬による対応

- ・今回改定の基本方針に、医師確保対策として、産科や小児科をはじめとする病院勤務医の負担の軽減を重点的に図ることについて、緊急課題として位置付け

※ 地方財政措置による対策 1.73億円（19年度 1.20億円）

- ・地域定着を条件とした奨学金等医師確保対策にかかる地方単独分事業 80億円
- ・医師確保対策にかかる補助事業の地方負担分 9.3億円

主要施策

1. 医師確保対策の推進

16,068百万円(9,219百万円)

一定の地域や診療科において、医師不足が深刻になっている状況に対応するため、「緊急医師確保対策」に基づく更なる医師確保対策等を推進

(1) 医師派遣システムの構築

2,126百万円

○ 医師派遣体制の構築・推進

659百万円

都道府県が医療対策協議会における検討に基づき実施する医師派遣に対して支援を行う。

また、医師確保の必要性や緊急性が高く、かつ、都道府県において域内での医師派遣の可能性について、十分に検討するなど一定の努力を行ってもなお必要な医師が確保できない地域に対し、安定的に医師が確保できるまでの間、国レベルで緊急臨時的な医師派遣を行う体制をつくる。

○ 医師派遣に協力する病院の診療体制の強化(新規)

1,467百万円

派遣元の病院において、派遣医師が従前に行っていた業務をカバーする医師など派遣医師以外の医師の負担を軽減するとともに、診療体制の強化を図るため、診療体制の確保や医療機器等の整備に対する支援を併せて行う。

(2) 病院勤務医の過重労働解消のための勤務環境の整備等

1,893百万円

○ 医師交代勤務導入等による勤務環境の整備(新規)

482百万円

病院勤務医の過重労働を解消するため、交代勤務制、変則勤務制等を導入する病院への補助事業を創設するとともに、病院勤務医の事務を補助する医療補助者の配置を推進する。

○ 産科医療機関への支援(新規)

1,250百万円

産科医療機関が減少している現状にかんがみ、産科医療機関への財政的支援を実施する。

○ 助産師の活用

161百万円

地域において安心・安全な出産ができる体制を確保するため、産科を有する病院・診療所に「院内助産所」「助産師外来」の設置を促進するとともに、その助産師等の研修を行う。

また、都道府県に助産師確保・養成策や医療機関等の連携・派遣体制などを協議する「助産師確保連絡協議会（仮称）」の設置を促進するとともに、助産師を活用する体制の整備を進めるため、臨床実務研修を行い、潜在助産師等の産科診療所での就業を促進する。

(3) 女性医師等の働きやすい職場環境の整備

2,090百万円

女性医師バンクの体制の充実を図り、病院等で行われる女性医師の復職のための研修等の実施への支援を行うとともに、病院内保育所の更なる拡充等により、女性医師、看護職員等の離職防止及び再就業の促進を図る。

○ 女性医師復職研修支援事業（新規）

391百万円

出産や育児等により離職せざるを得なかった女性医師が不安なく再就業するための研修を希望するにあたり、都道府県が受付・相談窓口を設置し、研修受入医療機関の紹介、復職後の勤務態様に応じた研修の実施により再就業の促進を図る。

(4) 研修医の都市への集中の是正等

4,598百万円

都市部の臨床研修病院の研修医が一定期間医師不足地域等で研修を行うことへの支援や、医師不足地域等における研修医の確保が容易となる事業の創設及び医師不足地域等における指導医に係る経費について重点的な支援を行うことにより、地域医療体制の確保を図る。

(5) 医療リスクに対する支援体制の整備

199百万円

産科医療補償制度創設後における一定の支援を行うとともに、診療行為に関連した死亡に係る死因の調査や臨床評価・分析、再発防止等に取り組む新たな制度の構築に向けて、モデル事業の拡充など円滑な導入に必要となる準備体制を確保する。

(6) 医療機関までのアクセスの確保

90百万円

- 患者の医療機関までのアクセスを確保するための車の運行支援（新規）
患者の医療機関までのアクセスを確保するため、患者の居住する地域と医療機関との間で運行される車の運行に対する支援を行う。
(医療提供体制推進事業費補助金(172億円)の内数)
- 患者宿泊施設の整備に対する支援
離島等アクセスが悪い地域の患者等が拠点病院を利用するための患者宿泊施設の施設・設備整備に対する支援を行う。
(医療施設等施設・設備整備費補助金(合計16億円)の内数)
- ヘリコプターを活用した巡回診療の実施に対する支援 90百万円
複数の離島が点在する地域等において、ヘリコプターを活用し、巡回診療を実施するために必要な支援を行う。

(7) 小児救急病院における診療体制の確保等の地域医療を確保するための取組

7,618百万円

- 小児救急病院における診療体制の確保 2,044百万円
小児の二次救急医療を担う小児救急支援事業及び小児救急拠点病院の休日夜間における診療体制の確保を図る。
- 臨床研修において医師不足地域や小児科・産婦人科を重点に支援 1,373百万円
へき地・離島の診療所における地域保健・医療の研修、小児科・産婦人科や医師不足地域の病院における宿日直研修に対する支援の実施等により、地域の医療提供体制の確保を図る。
- 出産・育児等に対応した女性医師等の多様な就業の支援 1,700百万円
女性医師及び看護職員等が子育てと診療等の両立のための支援が推進されるよう院内保育所の更なる拡充等を図る。
また、女性医師バンクの体制の充実を図り、女性のライフステージに応じた就労を支援するとともに、離職医師の再就業を支援するための研修等を実施する。

- 小児科・産科をはじめ急性期の医療をチームで担う拠点病院づくり 436百万円
小児科・産科医療体制の集約化・重点化を行うため、他科病床への医療機能の変更に係る整備等の支援を行う。

2. 安全・安心で質の高い医療の基盤整備

58,065百万円 (58,820百万円)

安全・安心で質の高い医療を提供し、国民の医療に対する信頼を確保するための基盤整備が図られるよう必要な施策を実施

(1) 小児救急医療体制をはじめとする救急医療体制の確保 9,989百万円

高度の救命救急センターにおいて、脳卒中、心筋梗塞その他重症外傷等に対応する体制の推進を図るとともに、既存の救命救急センターまで相当の時間を要する地域に対し、「地域救命救急センター」（仮称）の設置を図るほか、小児救急医療体制の確保等を推進する。

- 救急搬送に対する支援体制の確保（新規） 772百万円
救急医療情報システムの充実・改善、救急患者受入コーディネーターの配置など救急患者の受入を確実にするためのシステムづくりに向けた取組の一層の充実を図る。
- ドクターヘリ導入促進事業の拡充 1,359百万円
早期治療の開始と迅速な搬送による救命率の向上を図るため、ドクターヘリ（医師が同乗する救急医療用ヘリコプター）事業を推進する。

(2) 災害医療体制の確保 209百万円

- 災害時における迅速・適切な初動体制の確保（新規） 20百万円
大規模災害発生時において、被災状況等を医療面から調査・把握し、迅速・適切な災害初動体制を確保するための災害医療調査を行うとともに、DMATの活動に必要な経費を支援する。

(3) へき地などの保健医療対策の充実

2, 877百万円

無医地区への医師派遣の補助など、へき地診療所・巡回診療等のへき地医療対策の推進を図るとともに、産科医療機関への財政的支援を実施する。

(4) 臨床研修病院等評価ガイドラインの検討

3百万円

臨床研修病院等の質の向上を図るための臨床研修病院等評価ガイドラインを作成するために必要な検討を行う。

(5) 歯科保健医療の普及向上

842百万円

新健康フロンティア戦略の推進を図るため、幼児期・学齢期のう蝕（むし歯）予防対策、主に成人期の歯周疾患対策及び高齢期・寝たきり者等の口腔ケアに関する検討を進めるとともに、在宅歯科医療提供体制等の充実を図ることにより8020運動をさらに推進する。

(6) 看護職員の資質向上と就業継続支援

9, 572百万円

新人看護師に対する研修を推進するためのモデル事業を創設するとともに、多様な勤務形態により看護職員を活用している医療機関の事例を普及することにより看護職員の就業の促進を図る。

3. 革新的医薬品・医療機器創出の推進

26,340百万円(23,693百万円)

健康リスクが高い等の事業リスクが高い技術、遺伝子治療、再生医療、ナノテクノロジー等を活用した「革新的技術」の開発・普及の推進を図る

(1) 革新的医薬品・医療機器創出の研究開発の推進 23,284百万円

- 医薬品・医療機器に関する研究費の重点化・拡充 23,184百万円
臨床研究・実用化研究、がん・精神神経疾患・難病等の重大疾病領域、希少疾病領域、新たな技術（バイオマーカー、テーラーメイド医療、再生医療、マイクロドーズ）などの領域を重視し、革新的医薬品・医療機器の研究開発を推進する。
- ベンチャー企業の育成(新規) 36百万円
大学発のベンチャー企業等を対象として、治験、承認申請等の薬事制度に係る相談に応じる体制を整備する。
- アジアとの連携(新規) 19百万円
中国及び韓国と共同で行う臨床研究を支援する体制を整備するとともに、韓国、中国など東アジア諸国における医薬品治験データの活用に関する調査を実施する。
- 後発医薬品の使用促進 45百万円
後発医薬品に係る理解を向上させるため、都道府県事業として、関係者を構成員とする後発医薬品促進のための協議会を設置するとともに、昨年引き続き、パンフレット等による普及啓発を行う。

(2) 臨床研究・治療環境の整備 3,056百万円

- 「医療クラスター」の整備(新規) 1,800百万円
国立高度専門医療センターにおいて臨床研究推進病床、実験施設等を整備し、産官学が密接に連携して基礎研究から臨床研究への実用化を進める「医療クラスター」の整備を行う。

- 再生医療を推進するための拠点の整備(新規) 412百万円
再生医療の技術者の養成及び先進技術の民間への技術移転を推進する実施拠点を整備する。
- 治験・臨床研究の充実のための拠点の整備 756百万円
治験拠点病院における治験コーディネーターの配置等、治験環境の充実を図るとともに、関連する医療機関への情報提供等の支援を行う。
- 治験コーディネーター等の養成 89百万円
治験の実施に当たり、医師と患者とのパイプ役となり、治験を円滑に進める治験コーディネーターの養成研修、及び質の高い治験を効率的に行うために必要な治験データの収集や整理を担当するデータマネジャーの養成研修を実施する。

4. 医療分野における情報化の推進 810百万円(803百万円)

電子化される医療情報を有効に活用できる環境を整備するとともに、医療分野における情報化を推進

(1) 電子化される医療情報の利活用 294百万円

- 個人が本人の健康情報を活用できる基盤づくりに向けた取組(新規) 122百万円
電子化される健康情報の高度利活用を図るため、医療・健診等データの相互利用をはじめとする情報共有のための方策、情報技術者のいない医療機関において医療情報を長期にわたり安全に保管するための方策及び個人の健康情報を有効に医療へ活用するための方策について検討するための試行的事業を実施する。
- 医療情報システムのための医療知識基盤データベースの研究開発 172百万円
医療分野の情報化に伴い蓄積される医療情報から、臨床研究や診療に有用な情報を効率的に得られるよう、容易に検索や解析が可能なデータベースを研究開発する。

(2) 診療情報連携のための医療情報システムの普及

274百万円

○ 医療情報システムの相互運用性確保に向けた取組

141百万円

医療機関内の仕様の異なる各システムの相互接続性や互換性を確保するための取組を進め、システムの標準化を図り、効率的な医療情報システムの普及を図る。

○ 診療情報連携のための電子カルテシステムの普及

134百万円

診療情報連携ネットワークの構築を効率的に推進するため、地域の医療機関が電子カルテの導入に必要な設備等を幅広く共同利用可能な体制を整備（共同利用型データセンター設置等）し、電子カルテ導入費用を軽減しつつ、情報連携に適した電子カルテシステムの普及を図る。

5. その他

(1) 国立高度専門医療センター及び独立行政法人国立病院機構における政策医療等の実施

94,927百万円

全国的な政策医療ネットワークを活用し、がん、循環器病等に関する高度先駆的医療、臨床研究、教育研修及び情報発信を推進する。

また、産官学が密接に連携して基礎研究から臨床研究への実用化を進める「医療クラスター」の整備を行う。（再掲）

(2) 国立ハンセン病療養所の充実

38,466百万円

居住者棟の更新築整備を推進するとともに、リハビリ体制を強化するなど、入所者に対する医療及び生活環境の充実を図る。

(3) 北海道洞爺湖サミットにおける救急医療への対応（新規）

276百万円

北海道洞爺湖サミットにおける救急医療体制を確保する。

(4) 経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士の円滑かつ適正な受入（看護師）

20百万円

外国人看護師候補者の円滑かつ適正な受入を実施する観点から、看護導入研修を実施するとともに、受入施設に対し巡回指導等を行う。（総事業費69百万円）

(5) 独立行政法人福祉医療機構の融資（社会・援護局一括計上）

○ 福祉医療機構の医療貸付（融資）に係る貸付条件の改善

・療養病床転換支援資金（仮称）の創設等

○ 貸付事業規模

貸付契約額 3,501億円（うち医療貸付 1,766億円）